

連合東京 同一労働同一賃金・ハラスメント防止 セミナー 初めてオンラインで開催する

連合東京は、6月11日(木)に「同一労働同一賃金・ハラスメント防止セミナー」を開催しました。このセミナーは、昨年4月に施行された「働き方改革関連法」のうち、罰則つき時間外労働の上限規制が今年4月から中小企業にも適用され、また同一労働同一賃金の法規定も施行されたこと、さらに「ハラスメント対策関連法」(いわゆるパワハラ防止法)がこの6月から施行されたことを受け、職場での取り組みを促進するため開催したものです。当初、春季生活闘争の取り組みとして予定されていましたが、新型コロナウイルス感染拡大防止のため延期し、開催形態もオンラインで開催することになりました。

東京大学社会科学研究所の水町教授による「同一労働同一賃金とパワハラ防止法のポイント」の講演、ライフ労働組合(UAゼンセン)と全日通労働組合(運輸労連)による組合事例報告があり、同一労働同一賃金およびハラスメント防止の法対応について理解を深めました。また、水町教授からはリーマンショック後の裁判例をふまえたポストコロナの法対応についてもお話をいただきました。

連合東京として初めてのオンラインによるセミナーで、参加申し込みから資料の配布、当日のWEBアクセスなど、これまでの会場集会型セミナーと勝手が違うことで、構成組織・組合の皆さんにも負担をお願いすることになりましたが、移動が不要で参加しやすいとのことのご意見もいただきました。

連合東京は、アンケートでいただいたご意見を参考に、今後も時宜にかなったテーマで、オンラインも含めたセミナー開催を企画していきます。